

広島県告示第三百七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十七年四月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

阿賀中央八丁目一五地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線、標柱四号と五号を平成十三年一月十五日広島県告示第五十一号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱四号及び五号は告示で指定した土地に存する標柱一号と二号を結んだ線に存する。

郡市・区	町	地番	標柱番号
呉市	阿賀中央八丁目	五一六二番三地先里道敷	標柱一号
		五一六〇番二	標柱二号
		五一六一番一	標柱三号
		五一四八番	標柱四号
		五一五九番一	標柱五号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

阿賀北五丁目六三六〇地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区	町	字	地番	標柱番号
呉市	阿賀北五丁目	大焼	一〇一九番地先農道敷	標柱一号
			五五三番一	標柱二号及び三号
			一〇四八番一	標柱四号

一〇四八番二地先市道敷

標柱五号